平成２２年（フ）第１０１号
福岡県行橋市大字道場寺510番地２レピュート奥村202号
債務者　内藤　一重
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
福岡県行橋市行事３丁目28番60号
債務者　細川　一一
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
福岡県行橋市南大橋３丁目13番68号川島団地１―68号
債務者　谷端　ルミ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
長崎県大村市今村町649番地３
債務者　毎床　敏雄
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
長崎県大村市今村町649番地３
債務者　毎床　公子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地53
債務者　嶋田　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
長崎県大村市木場２丁目297番地１　イリスハイツＢ棟101号、前住所長崎県大村市東三城町187番地
債務者　千原　幸光
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
長崎県大村市溝陸町1029番地267、前住所滋賀県東近江市宮川町691番地76
債務者　丸尾　　積
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７０号
長崎県大村市諏訪３丁目87番地８　コーポ坂本102、前住所長崎県大村市東大村２丁目1106番地42
債務者　岩元　泰宏
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
長崎県諫早市栄田町48番54号、前住所長崎県諫早市船越町1069番地
債務者　中路イク子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
長崎県諫早市小川町512番地４、前住所長崎県諫早市宗方町194番地５
債務者　田原　利幸
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
長崎県大村市岩松町329番地14
債務者　橋本恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
長崎県大村市諏訪２丁目599番地５
債務者　中村　久子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
長崎県諫早市永昌町11番30―502号
債務者　大石　元紀
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
長崎県大村市武部町32番地３　田中ハウス102号、前住所長崎県大村市原口町617番地２Ｂ棟
債務者　和田しのぶ
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第６９号
鹿児島県南さつま市加世田地頭所2627番地
債務者　有馬喜美枝
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月３日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１２８４号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣145番地の６
債務者　菊地　弘美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係